

会 議 録

| | |
|--------|--|
| 会議の名称 | (仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会 (第3回) |
| 事務局 | 保健福祉部地域福祉課 |
| 開催日時 | 平成29年10月6日(金) 午後6時00分～午後8時20分 |
| 開催場所 | 小金井市役所第二庁舎8階801会議室 |
| 出席者 | 出席委員12人 委員長 根上 彰生委員 副委員長 金子 和夫委員 委員 佐藤 宮子委員 上原 和委員 山本美津子委員 諏訪間千晃委員 荒井 康善委員 酒井 利高委員 大西 義雄委員 深澤 義信委員 永並 和子委員 水津 由紀委員 事務局職員 福祉保健部長 佐久間育子 福祉会館等担当課長 前島 賢 地域福祉課地域福祉係主査 山口 晋平 庁内検討委員会職員 鈴木コミュニティ文化課長 関地域福祉課長 藤井自立生活支援課長 高橋介護福祉課長 鈴木高齢福祉担当課長 石原健康課長 秋葉子ども家庭支援センター等担当課長 西田生涯学習部長 |
| 傍聴の可否 | 可 ・ 一部不可 ・ 不可 |
| 傍聴者数 | 8人 |
| 会議次第 | 1 開会 2 報告・連絡事項等 (1) ワークショップ(第1回)の開催について (2) 市議会特別委員会の開催状況等について 3 議事 (1) 会議録の承認について (2) 導入機能等の検討 ア 未導入予定の機能について イ 個別機能について ウ 共有機能について(多目的室・マルチスペース等) エ 各機能間の空間イメージについて (3) 建設基本計画(案)の作成について 4 その他 (1) 次回の開催日時について (2) その他 |
| 主な発言要旨 | 別紙のとおり |
| 提出資料 | ※ 配布資料 (資料①) 市議会提出資料(写) (資料②) 目次(案) (資料③) 未導入予定の機能について (資料④) 機能面積比較表(主な専用部分) (資料⑤) 福祉総合相談窓口における相談事例 (資料⑥) 多目的室・マルチスペース等における行政使用例一覧 (資料⑦) 旧福祉会館における貸室機能稼働率等(平成27年度) (資料⑧) 平成27年度事務報告書(抜粋) (資料⑨) 機能間の空間イメージ図 ※ 委員要求等資料 (資料⑩) 意見・提案シート(委員提出分) (資料⑪) 諏訪間委員要求資料 (資料⑫) 佐藤委員要求資料 |

1. 開 会

○事務局（山口福祉会館等担当主査） それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、また、お足元の悪い中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、お手元に配付いたしました資料の確認をお願いいたします。

資料の右上に資料番号が振ってございますが、資料①から資料⑫まで配付させていただいております。ご確認くださいと思います。

不足等ございましたら、挙手等でお知らせいただければと思います。

ないようでしたら、各資料の説明は次第に沿いながら進めさせていただきたいと思います。

お手元には、本日配付の資料のほか、以前お配りしてございますが、建設基本計画（素案）もご用意いただければと思います。

また、山本委員は、本日遅れてご参加されるとのご連絡をいただいておりますので、お知らせいたします。

それでは、ただいまより、第3回（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会を開会いたします。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○根上委員長 皆さん、こんばんは。

きょうは、3回の検討委員会ということで、予定では第4回で案を確認してパブリックコメントとなっています。そういう意味では、きょうは導入機能から空間イメージまで、全体像についての検討ということで、多分、検討の山場になろうかと思います。

限られた時間ではありますけれども、密度の濃い審議を行いたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

既に、日程の確認が事務局からあったかと思いますが。前回の審議の中でも、時間が少し不足するのではないかというご懸念のご意見もいただきました。きょうも、少し延長して8時半ぐらいを考えていますが、それでも、時間が不足する可能性がありますので、それに備えて、事務局と相談して1回の追加を検討したいということで、その候補日をお伺いしてございます。

突然の話ですので、ご都合のつく委員だけの参加ということになるかもしれませんが、きょうの進行具合によって協議の時間が不足しているというようなことが見込まれる場合には、追加の委員会を開催ということにさせていただきたいと考えております。

追加で、既に日程のほうだけお伺いしていますが、開催するかどうかについては、きょうの進行状況を見て、適宜、時間内に決めたいと思います。そういうことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○根上委員長 おおむね8時が近づいたあたりで大体見当がつくかと思いますが、本日の8時半までに通り会議が終えるかどうかという判断をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2. 報告・連絡事項等

(1) ワークショップ（第1回）の開催について

○根上委員長 それでは、今回の委員会の協議事項は、次第のとおりでございます。

早速ですが、次第2の報告・連絡事項等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） 事務局です。

報告・連絡事項、第1回ワークショップの開催についてご説明申し上げます。

今週日曜日、10月1日、萌え木ホールにて、庁舎建設予定地活用市民ワークショップの第1回を開催し、本委員会からは上原委員、佐藤委員、諏訪間委員がご参加されました。

当日は、参加予定者27人のうち、高校生1人を含む21人のご参加がありまして、「新庁舎・新福祉会館って何だろう？」というテーマのもと開催いたしました。

第1回目ということもございまして、市側からの説明が比較的長時間に及んだため、限られた時間内ではございましたが、AからEまでの5グループに分かれて活発な意見交換が行われました。

次回の第2回は、テーマを「新庁舎・新福祉会館で何をしたい？」として、10月21日土曜日、場所は同じく萌え木ホールで開催予定でございます。

報告は以上です。

○根上委員長 報告が終わりましたので、何かご質問はありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

(2) 市議会特別委員会の開催状況等について

○根上委員長 特にないようでしたら、引き続き、ご報告をお願いいたします。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） (2) 市議会特別委員会の開催状況等についてでございます。

資料①をごらんいただきたいと思います。

本資料は、平成29年9月19日に開催された庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会におきまして、委員からの要求に基づき提出した資料でございます。

詳細につきましては省略させていただきますが、主な内容として、建設計画（素案）にございます基本理念の実現に向けた市の考え方についてを資料としたもの、また、新福祉会館に導入予定のない機能の現状と今後の方向性についてまとめたものでございます。

現時点で導入予定のない機能に関する資料につきましては、本日は資料③として関連資料を配付してございますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

説明は以上です。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 委員長、補足でよろしいでしょうか。

○根上委員長 お願いします。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 福祉会館等担当課長でございます。

9月19日及び9月21日の2日間にわたり、市議会の庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会が開催されており、資料の要求がございました。

こちら資料の要求につきましては、11月6日の特別委員会に提出いたしますので、11月

7日の市民検討委員会のほうでお示しすることを考えておりますので、お申し添えます。

提出する資料の内容についてだけご報告させていただきます。

内容についてですが、継続審査となっております公民館本館を新福祉社会館と併設する旨の議会意思の確定を求める陳情書に関する資料要求といたしまして、生涯学習センター構想についての現在の検討状況、もう一つが、多摩地域において、公民館などの社会教育施設が他の目的の公共施設と複合的に建設されている事例という要求がございました。

また、庁舎及び福祉社会館建設等に係る諸問題の調査に関しましては、三つの資料要求をもらいました。新庁舎及び新福祉社会館の基本設計を発注するに当たり事前に確定しなければならない項目の一覧表、また、市民ワークショップに示される予定の新福祉社会館に関する資料、最後は旧福祉社会館と新福祉社会館の機能比較対象表となっております。今後、要求基準と調整の上、提出していくもの、していかないものがあるかもしれませんが、要求があったということだけお知らせいたします。

報告は以上です。

○根上委員長 ただいまの報告について、質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○根上委員長 それでは、これで、報告・連絡事項等は終了いたします。

3. 議 事

(1) 議事録の承認について

○根上委員長 議事に入りたいと思います。

議事(1) 会議録の承認について、説明を事務局からお願いします。

○事務局(山口福祉社会館等担当主査) 事務局でございます。

委員の皆様には事前に会議録全文を送らせていただきました。

修正がある場合は、別途、会議録修正票にてご提出いただく旨のお知らせをしておりますので、本日ご提出があった部分または事前にご提出いただいた部分、今のところございませんが、あわせて、特段問題がないようであれば、修正したものをホームページ上に掲載をする予定でございます。

以上です。

○根上委員長 質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○根上委員長 それでは、次に移りたいと思いますが、議事に移る前に、先日、委員の有志で他の自治体の施設を訪問された際のレポートが資料として配付されています。

提出委員の方、簡単にご報告いただけますでしょうか。

諏訪間委員からお願いします。

○諏訪間委員 諏訪間です。

調布市民プラザあくろすというところに見学に行ってきました。

資料のほうは、資料⑪の4のほうです。

行ったのが10月3日なのですけれども、同じ委員の佐藤さんからご紹介をいただきまして、こちらが市民協働センターとかボランティア・市民活動センターの参考になるような施設ということで、せっかくなのでほかの委員さんも一緒に見たほうがいいのかと思ひまして、私のほうで声をかけられる範囲でお誘ひして、今回は4人の委員の方と一緒に見学してお話を聞いてきました。

あくろすという施設は、商業ビルとマンションと一体になった駅前の、その建物自体はあくろすという建物ではなくて、また違う名前なのですけれども、その中の公共施設として入っているものがあくろすという名前がついています。

その中に、男女共同参画推進センターと産業労働支援センター、市民活動支援センターの三つで構成されています。今回は、新福祉会館の市民協働センターやボランティア・市民活動センターの参考になる施設ということで、市民活動支援センターというところにセンター長の方にお話を伺って見学してきました。

大きな特徴として、はばたきと呼ばれるフレキシブルに使えるとても大きなマルチスペースがありまして、貸しスペースになっているのですけれども、あいていればいつでも自由に使っていていいというスペースになっています。ここで、市民の方が活動のミーティングをしたり、集まっておしゃべりをしたり、飲食も可能ということです。

特徴的なのは、えんがわファンドという仕組みで、資料の中にもあると思うのですけれども……。

資料がついていないようなので、また、後で確認していただければと思います。

私のレポートのほうの中には説明が書いてあるのですけれども、一口、市民活動をサポートする寄附という形で、一口3,000円を集めて、この基金からセンターが認定した有益な市民活動の資金として補助金を出すという仕組みになっています。3,000円という金額の手軽さから、また、出資すれば優先的にスペースを出資した方は予約できるというメリットがあるので、加入する方がとても多くて、現在ではこのえんがわファンドとほかのチャリティーイベントなんかだけで、その団体への資金援助が賄えているということです。

詳細は、今、資料がないのですけれども、ホームページなんかを見ていただければと思います。

委員の方には、青いシートでお配りしていると思うのですけれども、三つ折りのものがそうです。

あくろすの中には、ほかにも市民活動支援センターの場所のくくりとして会議室とか調理室なんかの有料の貸しスペースもあるのですけれども、それらは自由な用途で使われていて、市民活動支援センターのはばたきというスペースは無料なのですけれども、ほかの会議室とか調理室とかは有料で、自由な用途で使われています。

産業労働支援センターなんかも入っているので、企業セミナーみたいなものもよく行われているようです。

以上、簡単なのですけれども、報告とさせていただきます。

ほかは、私の見学報告のレポートだとか資料をごらんいただければと思います。

○根上委員長 ありがとうございます。

ほかに参加された委員で何か追加ありますか。

もしご質問がありましたらお受けしたいと思いますのですが、よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

(2) 導入機能等の検討

○根上委員長 それでは、議事(2)に入っていきたいと思います。

導入機能等の検討です。

前回の委員会では、素案に記載のある各機能の事業内容等について、各担当から詳細な説明があり、意見交換を行いました。本日も、引き続き、検討を行っていきたいと思います。

それでは、ア、未導入予定の機能について、資料が配付されていますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(山口福社会館等担当主査) 資料③をごらんいただきたいと思います。

本資料は、委員の皆様には事前に資料案として送付させていただきましたので、お目通し、ご確認いただけているものとして、この場での詳細説明は省略させていただきます。

概要をご説明いたしますと、旧福社会館に設置されていた機能及び本庁暫定庁舎及び第2庁舎北駐車場敷地に福社会館の建設を計画した(仮称)新福社会館建設計画(案)において、機能として設置されるとしていた機能のうち、現在の建設計画(素案)で未導入となっている機能についての現状及び現時点での協議状況等を一覧表にまとめたものでございます。

また、本資料に関連する資料として、先ほどご案内いたしました、資料①の市議会特別委員会への提出資料、また、資料⑧平成27年度事務報告書の抜粋を配付してございます。

資料⑧につきましては、旧福社会館にごございました浴場(お風呂)や健康治療室等、また、貸し部屋機能の当時の年間使用状況等をご確認いただけるとと思いますので、ご参照いただければと存じます。

説明は以上です。

○根上委員長 説明が終わりました。

説明のあった機能の中には、現在協議中のものもありますが、市の現時点での考え方としては、新施設への導入予定はないとの説明でした。

それでは、本件について検討を行うに当たって、資料を要求された委員からの説明をお願いしたいと思います。

それでは、諏訪間委員。

○諏訪間委員 まず、旧福社会館などにおける機能についてなのですが、旧福社会館には公民館が機能として大きなものを占めていましたけれども、素案には現在入っていない状況になっています。

それで、議会でも議論の中心的なものになっていますし、機能も公民館を入れるのに床面積を弾力的に見直すことを求める決議が出たりとかしていたと思うのですが、この新福社会館の市民検討委員会でも、この件について、素案の追認ということではなく、委員会としての見解をしっかりと答申として出すべきではないかと考えています。

そこで、質問なのですけれども、私が資料としてつけていただいたのは、公民館運営審議会の答申の一部なのですけれども、資料⑩の5ページで、現状の公民館配置の問題点として、公民館空白地区の発生または学習スペースなどの活動スペースの不足が挙げられています。

さらに、7ページのほうでは、公民館本館機能が必要、本館機能の業務が必要となるということが書かれています。このうち、活動場所の機能に関しては、新福祉会館の素案の中で多目的室やマルチスペースとして715平米は確保されています。

一方、事務局で出していただいた資料④のほうがあると思うのですけれども、ページは飛びますけれども、機能面積比較表のほうを見ていただくと、19番の事務室、公民館本館事務室というところがあるのですけれども、ここは42平米だったのですけれども、このほかの多目的スペースだとか調理室を公民館本館機能にするために、本館事務室のこの42平米を入れようと思えば入れられない広さではないと思うのですね。この本館事務室のスペースを素案のほうに入れなかった理由というか、そのあたりを事務局のほうに教えていただければと思うのです。

○根上委員長 では、ここでご回答いただきますか。

○諏訪間委員 お願いします。

○根上委員長 事務局、お願いいたします。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 福祉会館等担当課長です。

なぜ入れないのかというお話ですが、新施設における多目的スペースなどの貸し室の機能についての考え方をまずご説明させていただくこととなりますが、旧福祉会館の福祉会館としての集会室、また、旧公民館本館の貸し室としての面積を足した面積と同等以上の面積を現在想定しているところでございます。

旧福祉会館では、福祉会館の利用団体、公民館の利用団体それぞれの登録をする必要があったわけですが、福祉会館と公民館両方に登録して何でわざわざ両方に登録する必要があるのですかと登録の際に聞かれることも少なくありませんでした。

市民の活動は多様化しておりまして、いつでも誰でもということになりますと、学びを含めてボランティア活動や地域の活動といったさまざまにご利用いただくことを想定すれば、あえて福祉会館の集会室とか公民館で使う社会教育施設だという縦割りの施設にしないほうがいいのではないかという考えに基づくものです。

つまり、さまざまな活動を想定している新しい施設ですので、新施設の中に公民館事務所機能を置くということは、その空間、場所が原則、限定的な公民館という目的の社会教育施設となり、利用者は社会教育活動や生涯学習活動が原則となります。新施設の中に公民館本館を設置するという目的別の施設を個別につくるという従来の発想ではなく、同じように利用できる機能の部屋であれば、複数の目的を持たせる視点は必要だというふうに感じております。これまでのような福祉会館の登録者、社会教育活動の登録者という垣根を取り払い、いつでも誰でもを実現するために、新福祉会館の貸し室機能を想定したスペースはさまざまな活動や居場所、交流の場、市民協働の場としてさまざまご利用いただくためにも、施設の縦割りをなくしたいと思った次第でございます。

説明は以上です。

○根上委員長 それでは、引き続きどうぞ。

○諏訪間委員 もしもここを公民館本館にしてしまうと、ここがほぼ公民館所管、所管が公民館になってしまうということで、市民側からしてみると、活動場所の使用目的として、例えば、ちょっと制限がかかったりだとか、行政側からしてみると限られた所管の優先的な場所となってしまう可能性があるということで、縦割り行政をなくすという基本理念から外れてしまうということで、公民館の本館機能を外したという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） それはよろしいです。

○諏訪間委員 私は、その内容で理解できたのですけれども、皆さんほかの方はどうでしょうか。

○根上委員長 いかがでしょうか、今の点でもしご意見がある方いらっしゃいましたらご発言ください。

○永並委員 私も質問を出しまして、面積の面、施設の面積の面とか稼働率の資料ですね、それを拝見しておおよそ旧福祉会館において、機能していた部分、公民館部分とか地域福祉センター機能とか1階の部分はおおよそ満たされているのか、スペース的には、そのように思いました。資料をありがとうございました。

それを踏まえてなののですけれども、今、縦割りをフラットにして自由に使えるという、そういう方向性ということでおっしゃったのですけれども、原案を見ていて、結局、市民の活動、スペースを貸し出すというのですか、そういうイメージなのかなと思ったのですけれども、やはり活動を機能的に十分にやっていく上には、それを支えていく運営主体と申しますか、そういうものがきちんとしていないと貸し室機能には終わってしまって十分にこの施設の目的を達しないのではないかなというふうに私は逆に疑問に思っています。

ですから、私としては、従来どおりに公民館機能と地域福祉機能みたいなものをきちんと機能として位置づけて、公民館は公民館がバックアップする、その地域福祉センター部分については、社協がなるかどうかわかりませんが、そういう福祉の主体がきちんと支えるということで、そう下支えをしていかないと、みんな自由に使えるからいいのだということで、この前に行った施設の中のちょっと極端な例なのかなと思ったのですけれども、いろいろな市民の方が自由に使えるということで、時期によっては高校生がみんな来てしまって勉強の場になってしまったとか、そんな例も出たのですけれども、なかなかその辺の一見いいようだけれども、やはりこの福祉会館の機能を十分に生かしていく上で果たしてそれでいいのかなと、ちょっと疑問に思っているところでした。

以上です。

○根上委員長 関連してほかはないかご意見ありますでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今の永並委員の意見に若干賛同するところもあるのですけれども、今、小金井市の公民館でも、貫井、一番新しい貫井北センターは、フリーに使えるフリースペースがあってということなので、公民館の機能の中である程度前回視察に行ったあくろすというか、はばたきのような機能もできないわけではないというふうには思うのですけれども、やはり公民館というふうな施設、機能というふういきちんと限定してしまうと、法律に定められた規定内でや

らなければならない部分というのが結構あって、市民活動センター的なような感じでいくと、最近というか、このところ、やはりボランティアとはいっても、きちんと市民活動とはいっても、NPO法人、法人格を持ったところがきちんと担っていきけるような活動を市民が地域の課題やなんかを担っていくという活動が必要になってきて、実際にできるようになってきているので、いわゆる公民館の機能だけでなくもうちょっと広い範囲の中でスペースを融通しながら使えるような形のほうが私はいいと思うのです。

でないと、ある程度、もちろん、その機能を十分満たすハードというものに固定することも必要だとは思いますが、スペースもふんだんにあるわけではないし、それぞれにできるのであればいいですが、今後のことも考えるとなかなか難しいと思うので、本当にいろいろなものが使えるような、少し幅の広い、緩いような形のいわゆる市民活動センター的なもの、協働センター的なものの機能の中でやっていければ、講座なんかも実際にファシリテーター養成講座とかできますので、そのほうがいいのではないかと思います。

○根上委員長 ほかにいかがでしょうか。

○水津委員 言葉尻みたいで申しわけないのですが、福社会館の利用が二重登録ということで、使用の問題の縦割りということだったのですが、どちらにしても、また何かの形で登録制度はあると思うので、その理由はむしろ混乱するので、それはそうではなくて、この間に公民館機能はないならないで、そういう理由というのは厳しいのではないかなと、個人的に伺っていて思いました。

○根上委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

○諏訪間委員 例えば、広い600平米とかが公民館になってしまった場合に、さっきいった登録をそれ以外のちょっとした会議室だとか、活動場所というのが違う登録になったりとか、あるいは、行政のほうで公民館という規定で使える場所が広い600平米という場所になった場合に、例えば、教育委員会と公民館運営審議会が規定した範囲の活動規定でしか使えなくなるのかなという懸念があるのかなという気がしました。

それで、調布の施設を見に行ったら思ったのが、やはり公民館でなくても資金援助して講座を立ち上げたりだとか、この二つ折のパンフレットにその実例が書いてあるのですが、こういういろいろな活動が行政の縦割りの、例えば公民館の枠の中だけではなくて、福祉の部分の行政のバックアップであったりとか、いろいろな課のバックアップでそういう市民協働という形で場所を使って社会教育的なことはしていけるのかなと思ったので、あくろすの市民活動支援センターというのはすごく参考になったなと私は思いました。

○根上委員長 ありがとうございます。

大体、意見は出尽くしたでしょうか。

管理上の問題が大きいのかなと思います。きょうは導入機能ということで検討していますので、今の意見ですと、必ずしもハードとして、懸念はあるものの、単なるフリースペースにならないかというような懸念はいただきましたけれども、そうならないような運営を今後考えていただくことというようなことで、むしろ縦割りで機能を固定化してしまうよりもいいのではないかという意見のほうが多かったように思います。

ということで、とりあえず、この件はこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○根上委員長 続きは、まだいろいろとありますので、それでは、次に移らせていただいて、資料⑫に佐藤委員からの要求資料があります。それについて、佐藤委員からお願いします。

○佐藤委員 三鷹の市民協働センターのことですね。

私は、先ほど、諏訪間委員が言ったように、この近隣で参考になる、前回、保健センター機能など前半の部分のところは、皆さん、ある程度、イメージがわいたと思うのですが、一番最後のところに書かれていた小金井市ボランティア・市民活動センターと市民協働センターについての記載は余りなかったし、現状はボランティア・市民活動センターとはいえども、名前ばかりで、実際にスペースも機能もそれほどないので、イメージが湧かないのではないかと、あくろすの部分と三鷹の市民協働センターの部分が参考になるので、その資料をご用意いただきたいというふうに出しました。

三鷹のほうは、視察に行つて説明を受けるだけでもお金がかかるのでということもあつたかどうかかわからないですが、あくろすのほうが最初いいのではないかと、日程的にもちょっと難しかったので、そのハンドブックだけでもせめて見ていただければ、大体イメージがわくのではないかなというふうに思つて提出させていただきました。

どちらかという、活動センターよりは行政と市民団体が協働して事業を行うというところに活動センターよりは若干視点が動いているかなと思います。

○根上委員長 それでは、資料は参考にしてくださいということでよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○根上委員長 ありがとうございます。

どうぞ、諏訪間委員。

○諏訪間委員 きょうは、この市民検討委員会で、公民館を素案に入っていないけれども、いいですよというような答申という、そこを出すかどうかは決めないのですか。

○根上委員長 導入機能に含めるか、含めないかということですね。

○諏訪間委員 要は、きょうは導入機能を確定するのか、しないのかということです。

○根上委員長 一応、確定することになっていますね、きょうは。導入機能ということでよろしいでしょうかというようなことで、ここでご意見をいただいて、特に異論がなければ導入機能のほうの検討にこれから移るといふような段取りのようです。

○佐藤委員 たびたび済みません。

素案の導入機能に書いていくことを前提として、素案の中にどう入れていくかという形になると思うのですが、入る機能については、そこに記載があるので、そういう形で書いていかなければいけないですよ。例えば、公民館機能というのを入れないというふうになったときにはどこにも記載がなくなってしまうというのでは、やはり不都合があるので、これだけ検討したものなので、素案の中のどういう機能の会館にするかというところには書けないけれども、例えば、後書きとか全体を振り返って書くところに、委員会としては、今こういう要望があり、旧福祉会館にあった機能については、かくかくしかじか、こういうふうにと検討した上で、こういう形になったというふうなところで、やはりちょこっとでも、かなりでもいいので

すが、触れておくことは必要だと思うのですけれども、その機能の中に入れなかった場合には、別の形でそれについての議論を全くしなかったわけではないということを記載していただければよいのではないかと思います。

○根上委員長 わかりました。

それについては、どうでしょうか、事務局からコメントをいただけますか。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 福祉会館等担当課長です。

今、ご意見がございましたとおり、議論があったというあかしとして、後書きなり何なり、ちょっと検討させていただきたいと思っております。記載する方向で考えていきたいというふうに思っております。

○根上委員長 ありがとうございます。

もちろん、議事録は残るわけですが、議事録ではなくて、建設計画の中にこういう議論の末、こうなったというような経緯も含めて記載をいただくということで、今まで果たしてきた機能については、導入機能の中で果たしてくということをつけ加えていただくようなことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○永並委員 質問なのですけれども、公民館を設置してほしいという団体の声というのですか、そういうのは結構ないわけではないのですよね。議会のほうにも出ているということで、それに対して、こういうスペース的にきちんととれて、内容的にも縦割りではない形でもっと自由に使えるふうにやっていきますよみたいな説明というのはされているのですか、市民に対して。

○根上委員長 協議の中でそういう説明をされているかですね。

○永並委員 そういうことでもなおかつ公民館にしてくれという意見が出るとすると、そこに何かあるのかなと私は思うのですけれども、どうなのでしょう、その辺のところの経緯を教えてくださいたいのです。

○根上委員長 経緯も含めてお願いできますか。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 福祉会館等担当課長ですが、従来からのこの素案を提出するに当たりまして、教育委員会、公民館長でしたけれども、公民館長を含めてお話し合いをさせていただいた上で庁内に来て検討してまとめて出してきたというところでございます。

新施設では、サークルの活動とか、公民館活動とか、公民館の主体事業としても使用することを前提とした施設として説明はさせていただいております。ただ、一定、公民館の事務所機能は入れずに誰もが使える施設していきたいというお話は逐次させていただいておりますので、そのようにお答えさせていただきたいと思っております。社会教育の関係ですとか生涯学習の役割を一定果たせるという見込みがあるということで、公民館としてもこの素案を了とした経過があるということもご説明させていただいているところでございます。

以上です。

○根上委員長 よろしいでしょうか。

○諏訪委員 多分、まだ市民協働センターとかボランティア・市民活動センターでそういう機能が果たせる、社会教育的な機能が果たせるのではないかとこの説明は、まだされていないのかなという気はするのですけれども、そのあたりも今後発信されていくといいのかなという気はしました。

○根上委員長 ありがとうございます。

それでは、未導入機能についてはこのくらいで議論を一旦終了して、次の議論に移りたいと思います。

それでは、議事（２）のイの個別機能についての検討に入りたいと思います。

素案ですと６ページから１４ページの検討ということになります。

それではまず、福祉総合相談窓口について資料が配付されております。この機能は新庁舎へ設置してはどうかという意見も前回委員会では出していただいております。そういったところも含めて、一般的に事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 福祉会館等担当課長です。

まずは、資料についてご説明申し上げます。

今回、お配りしている資料は、事例ということで、なかなか動かないとか、どういったことを想定しているのかというのを皆さんのイメージがわからないところもあるのかなと思ひまして、簡単ではありますが、裏面のほうには事例を幾つか並べさせていただきました。つなぎ先としてどういったことがあるかというところまでしか書いてございませんが、イメージを膨らませていただくために作成したものでございます。

続きまして、庁舎の中にでもいいのではないかとという前回ご意見がございましたので、その関係で地域福祉課長のほうからご説明をお願いします。

○関地域福祉課長 地域福祉課長です。

それでは、前回、福祉総合相談窓口についての概要をご説明して、本日は具体例も含めて資料としてお示ししたものがございます。

それで、では、庁舎ではなくてなぜ福祉会館なのかというところで、今の考えを申し述べたいと思います。

事務所機能では、庁舎よりも市民の方が集まる場所、交流する居場所、活動場所、保健センターなどのような機能やイベントができるような機能を有する施設、新福祉会館に相談窓口があるということだと思っているところでございます。気軽に相談したい場合にも対応でき、そのことで思わぬ課題が判明していく、解決に導くことが期待できるのかなと思っているところでございます。

大きな理由としましては、窓口の開設時間、曜日について、市役所内よりも柔軟に設定でき、相談者の利便性を高めることができると考えたところでございます。市役所は月から金曜日、平日の９時から５時という枠以外の具体的な個別なところはまだこれからだと思います。例えば、土・日だとか、５時以降だとか、なるべく行きやすい時間帯の設定というところがあれば、それだけ多くの方がいらっしゃって利便性を高めることができるのではないかとこのように思っているところでございます。

それと、最初に申し上げた誰もが来やすいというところにもつながるところなのですけれども、市役所に来て相談することに抵抗感があることは、いらっしゃる方がいるのではないかとこのように思っているところでございます。気軽に相談窓口を訪れることができるというふうに思っているところでございます。まずは、どんな相談でも、まず気軽にそこに来ていただきたい。なるべく柔軟に対応したいというところで、例えば、土・日だとか、５時以降だとか、

そういった時間設定もあり得ると思っています。いろいろな方が来やすい、どんな相談でもとりあえず受けるという形で、庁舎というよりも新福祉会館にあって、いろいろな方が来やすい場所というところで分けるべきではないかというところで、今の段階ではそのようにお答えさせていただいたところです。

○根上委員長 それでは、説明が終わりましたので、ご意見をお願いいたします。

○酒井委員 今回の問題で、前回も私のほうで本庁舎での相談機能の工夫、新庁舎をつくるのだから、そこで一元的にできる可能性はないのかというお話をしたかというふうに思うのですが、今のお話で、例えば、利便性と気軽さというか、その2点がいわば福祉会館に相談窓口を設置するメリットがあるということで、一つはその利便性の問題で、相談窓口の開設時間が本庁の時間帯よりも長いですよという、または、曜日、土・日も含めて、それも確定なのですかというのが一つ。

あとは、気軽さの問題もおっしゃってしまして、だから、逆に言うと、こういう機能をなぜ庁舎機能の中で持てないのかというのが一つあるわけですよ。それで、例えば、緊急性とか含めると、ワンストップでやったほうがいいわけですよ。つまり、いろいろな問題を抱えた人が来たときに、そこでコンシェルジュなりコーディネーターがいて問題整理をして、そこから含めて役所がやったほうが本当はいいのです。だから、それができないならば複合的な形で無駄のない形でやっていくことは当然あり得る話だと思いますけれども、今のおっしゃり方だと本庁のほうは敷居が高くて福祉会館が誰でも気軽に来られるというか、また、ある目的を持ってこなくても何かでひっかかって、そこで問題がわかるという場合も当然あるので、それは確かに福祉会館のほうはそういう要素は持ち得るかもしれないけれども、ただ、逆に言うと、18平米でしたよね。5畳ぐらいですよ。5畳ぐらいのスペースで、見る限りでは専用の相談スポットもきちんと置いていないですよ。そういう中で、どんなような工夫をされるのかという問題も、逆に言えばですね。だから、何て言うのかな、アライビ的に相談員さんがちょこっというて受けますよという感じの感覚でしか見て取れないのだけれども、本格的にきちんとやるのですか。やる気が見て取れないし、逆に、やるのならば、福祉会館の相談機能と本庁舎の相談支援機能とをどのようにきちんとリンクさせるのかというところをやったほうがいいと思うのです。

どこでも、役所で総合相談というのは大きな課題になっているかと思うのです。いろいろな方法論はあると思います。私の感覚からいくと、本庁舎の中では建物をつくるならば、そこでワンストップでできる相談のデザインも考えていいわけですよ、一番いいのは。それで、もし時間外、役所の時間だけでは足りないという場合だったならば、それは別の方法を考える必要があるし、福祉会館にそういう機能を持ってもらえばいいと思いますけれども、基本としては、だと思えるのですけれども、そこはね。

それと関連するのですが、2点目として、福祉会館を考えるときに、市役所の庁舎の第2庁舎的な比重を強めるのか、もしくは、先ほどから議論になっている地域共生社会の市民活動のための拠点である、その比重をきっちり大きく見るか、そこによって多分デザインは変わってくるかと思うのです。例えば、この案で見ると、1階に相談窓口があって、あとはマルチスペースというのですかね、多目的広場がありますけれども、逆に言うと、市民活動を中心

的に捉えるならば、やはり1階スペースに市民活動支援センターとか、ボランティアセンターとか、社会福祉協議会とか、そういった事務所機能を置いて、つまり、事務所機能があるということは、そこに来る市民に対して身近に、逆の意味では、支援ができる形になるわけですね。それこそ、いろいろな支援とかサポートを含めて。そこは、かなり個別機能ではなくて根本的な問題だと思いますけれども、役所の横にできるから第2庁舎的な要素もあるので、市民の出入りする役所の所管をこっちに置きますみたいなイメージなので、そうではなくて、そういうメインは市民活動を支えていくための、または、市民活動を活発にして地域共生社会を創設していくための拠点施設ですということをはっきり打ち出したほうが本当はコンセプトとしてはいいのではないかと僕は思います。

○根上委員長 ありがとうございます。

ほかにこの点についてご意見をお願いします。

○諏訪間委員 市役所のほうでは、どちらかというと、市役所のほうが来にくいというイメージで語られていたと思うのですが、私の感覚だとちょっと逆で、市役所の例えば市民課の窓口なんかはすごく人がたくさん来て、一般の方がすごくたくさん来ると思うのです。その窓口と、例えば福祉の貧困問題だったりとか、障がいをお持ちの方だったり、そういう方が相談に来るということは、そっちの相談というのはすごく時間がかかったり、ある程度プライベートな空間をつくって、その中で相談をしなければいけない場合というものもあると思います。それを考えると、市役所のほうの年金だとか普通の相談だとか、普通の相談というのもあれですけれども、単純な行政手続の窓口というのと一緒にしてしまうと、やはり現状の下の就労支援センターなんかは私は行って話を聞いてきたのですけれども、そこで打ち合わせをしても、打ち合わせというか、お話を聞いていても、ピンポンピンポンって音が鳴って、いろいろな広告の音がずっと鳴り続けて話に集中できないような状態だったりします。それを考えると、一般の市役所の窓口と、そういう福祉の窓口というのは、逆に、やはり分けたほうがいいのかなと思いました。

だから、所沢のこどもと福祉の未来館みたいに、ああいうカウンターの相談スペースと個室の相談室みたいなものを設けた上で、あと、例えば、障がい者就労支援センターだとか、権利擁護センターとか、あとは貧困問題の相談センター、この辺とも連携して福祉の相談というのはやはりしないといけないときも必ずあると思うので、その面でやはりこちらの相談窓口も一緒にして総合窓口というくくりにするという考え方を私は考えていまして、後でご提案しようと思っていたのですけれども、障がい者の福祉相談センターというものがこの素案の中には入っていないのですけれども、一応、総合相談窓口の中に障がい者の相談窓口というのは入っているのですが、それではなくてもっと深い相談とかもできる障がい者の、例えば、障がいの方が最初に相談に行ける場所であり、その後も気軽に相談に行ける場所として、そういう障がい者の基幹相談支援センターというものが前の福祉会館の基本計画案に入っていたと思うのですけれども、そういう機能を入れたらどうかということと、あと、高齢者の相談機能も地域包括センターの中央というものを新福祉会館の中に入れて、今、それぞれの四つの地区で行っている地域包括センターの機能を真ん中にもう一つ追加するという形で、今の場所はもうちょっと場所をまたちょっと検討し直すということも考えられると思っています。その高齢者の相談

窓口と障がい者の相談窓口というのを追加した上で福祉総合相談窓口というのは機能するものにして、やはり福祉会館の中に入っていたほうがいいかなというのが私の意見です。

○根上委員長 ありがとうございます。

お願いします。

○永並委員 私は、基本的には、隣に市役所があるわけですから、市役所の窓口にてきちんとそういう相談室というものを、外に音が漏れない、そういうことに十分注意したものをつくればね、それでいいのではないかなというのが基本的な考え方です。各福祉関係の窓口の職員が、自分自身が相談窓口になったという意気込みで、交代できちんとそこで対応していただければ十分にいいのではないかなというふうに考えています。今の平米数だと、多分、相談室は一つとか限られてしまいますよね。そうすれば、そこで相談できる人数とか内容にも限られてしまうわけで、十分にちょっと機能するのかなと言うふうに懸念を持ちます。

今、ここにさっきのご説明で、開設時間の問題とか、気軽に相談に来られる場所というふうなことが出ましたけれども、やはりその辺は役所のほうでもうちょっと柔軟な対応をしていたくことで解決できるのではないかと思います。ここで、事例で出されているものはかなり深刻な事例ばかりなのですよね。だから、これはそんなに簡単にどの事例についても解決できるようなものでもないし、例えば、事例4なんかの場合で見ると、多分、当事者は窓口には絶対来ないと思うのです。近所の方からご相談がある状態だと思うのですけれども、本当に本人とコンタクトをとるには、多分、年単位でご自宅に通ったりする必要があるだろうし、それぞれにリーチアウトが必要な事例が多くて、その窓口に来て、気軽に相談する中で、そういった解決できるようなケースではないと思いました。やはり、そういうものを解決していく上には、いろいろな関係機関が集まってケース会議をしたりということで、チームワークでやはり解決をしていかないと難しい問題というのは解決できないので、その相談窓口がどのくらいの面接を予定しているのか、どんな形態でやるのか、何回ぐらいやるのか、はたまた窓口にとどまらずリーチアウトなどもするのか、その辺がわからないので何とも言えないのですけれども、なかなか今まで伺ったお話の範囲、事務局のお話の範囲内の窓口であるならば、あえて福祉会館の中に設置する必要はないのではないかなというふうに思います。

それと、先ほど諏訪間委員のほうで、包括に関して中央にそういう集約的なものを一つ置いたらどうかというお話だったのですけれども、いわゆる自分が地域の近くでいろいろな相談を受けて解決できるというか、それで、今、中学校単位ぐらいのそういうちっちゃな圏域でいろいろな質問とかサービスを包括的にやっていこうというのが国の流れだと思うのです。だから、それからいくとちょっと中央に寄せてくるというのは逆の方向なので、ちょっとどうかなというふうに思います。

以上です。

○水津委員 相談窓口の件なのですけれども、私は、基本的に福祉会館にあったほうがいいのではないかと個人的には思っています。ただ、平米数の関係で十分なものができかどうかというところがちょっと懸念があるのと、ここの窓口は非常に、そこは受け取って、それをコーディネートしてほかのところに専門的なところにつなぐのが役目だと思うので、その能力をちゃんと持てるかどうかということがそのマンパワーにすごくかかってくる問題だと思うことで

す。

所沢に行ったときも、あくろすさんに伺ったときも、やはりそこでは非常に相談は受けるということ伺ったので、やはり市民活動センターだったり、そういうところに来て市役所ではないことはわかっている、そこで何でも相談してくる人はたくさんいらっしゃるということは事例として伺ったので、専門的なことも、小さいことも、大きいことも、やはりそこで相談して、そのことをどうつないでいけるかというのがもう行政力の試される場所だと思うので、確かに市役所の中にあってもいいのかもしれないのですけれども、福祉会館というところにあることでのメリットは必ずあると思うので、そこをいかに充実させるか、非常に18平米は残念な大きさだなと思います。

○根上委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

○諏訪間委員 先ほどの永並委員の私への意見で、地域包括の中央に機能を集約させるということでは全くなくて、中央をつくることで、その中央の付近の方は中央に行く、北の方は北に行く、南の方は南に行くという、一つふえるというイメージですね。

それで、今は、現状として、北のエリアの方はちょっと中央に場所が寄っている、東のほうのおたくの訪問なんかちょっと追いついていないというような話もちょっとお聞きしたりとか、あと、南のほうはちょっと問題を抱えた方が多かったりとかして、件数的にそれほどほかと比べて多くはないけれども、ちょっと大変だという話もおきました。西のほうで聞いたのですけれども、西は割と学芸大という広い敷地があるので、余裕があるという話も聞いたのですけれども、そういう意味で、これからこれが数年後に建つとして、必ず老人介護の需要というのはすごくふえてくると思うので、もう一つふやすとしたら、やはり、今、中央にぼんと置いて、北が今はちょっと中央に寄っているから、それをもうちょっと東のほうに移すとか、そういう対応で、例えば、中央の近くの方は中央に来る、それをご自宅の近くに包括センターがあると知らなくて市役所の福祉会館にまず行ってみようと思ってしまう方も多分いると思うのですよ。その場合に、福祉会館に来て、あっ、うちの近くにもあったのだということで、うちの近くの包括センターに行くという形になってもいいと思うのですけれども、そういう意味で、中央に追加したらどうかという提案です。

○酒井委員 相談のことで、この裏側に書いてある相談事例は、何例かは逆に困難ケースで、福祉会館で相談を受けて、はい、はいというわけにはいかない事例です。むしろ、これは困難ケースで、役所がかなりこれを細かく本腰入れてやらないとできない事例です。これが逆に事例で出てくること自体は、福祉会館の相談機能がどう行われているのかなと思うのですけれども、複合的なのです。複合的で、逆に、問題が深いケースなので、それを例えば18平米の中にいる二、三人の職員というか、スタッフで、これを本当に問題整理ができるのか。あとは役所がかなり力を入れてかかわっていかないと、役所がまず動いて、それにいろいろな関係団体の人、地域包括の人を含めてかかわらないときついケースが結構ありますよ、これ。

そうやって見ると、ただ、福祉会館でやる相談というのは、どうやったらいいのだろうか、ハードよりはむしろライトな感じで、その根っこにもしかしたら深い者ものがあるかもしれないけれども、やはり最初の問題整理のような感じがするのです。それで、ここに出ているの

は結構やはりアウトリーチしないと問題解決しないできないケースですよ。やはり、現場に行き行って実際にやらないとこれは問題がうまくつかめないというかね。そういう形なので、ちょっとこれは余り適切な事例ではないような気がしていますけどね。

○根上委員長 ありがとうございます。

○佐藤委員 佐藤です。

私も、今の酒井委員の言った意見にすごく同感というか、やはり福祉会館でできるというのは、つなぐことだけでいいというか、そこぐらいまでしかできないと思うのです。問題整理は意外とできないのです。ただ、問題整理しないまま、市の窓口に行くと、本当にたらい回しになるので、問題整理できない人と行政をつなぐ通訳みたいな形の機能を持った、だから、福祉総合その他窓口というところとそこで解決するようなイメージなので、よろず相談所みたいな、そういう感じのものだということがわかるような名称にするといいのではないかと思うのです。

福祉総合相談窓口と言うと、それは行政にあるものだろうみたいなイメージがあるので、私のイメージとすると、さっき言ったみたいに、フリースペースにちらっと来ていて、いや、でもね、うちはダブルケアみたいに、子どものことも大変だし、おばあさんのことも大変なのよというような話で、あっ、だったらこういうことで、こうこうこういうこともできるのよ、みたいな、立ち話ではないですけども、立ち話的なところのさっきおっしゃった問題整理をしてあげられるような機能はむしろ行政の中ではできないので、その福祉会館のほうに置いてというふうに、最初は酒井委員が言われたように、行政のところにある相談窓口と、福祉会館に置こうとするようなもののそのすみ分けをもうちょっと明確に表現できれば、私は福祉会館にハードの低いよろず相談に乗ってくれるような人がいるのはすごくいいなと思います。

ちょっと長くなって申しわけないのですが、私は、子ども家庭支援センターが福祉会館に入らないのが云々という意見もあったと思うのです。新聞記事で子ども家庭支援センターに子どものことの相談ではないけれども、自分の体調が悪くて気楽に相談に行くととてもよかったという事例のものをみつけて、ああ、生活困難者も子ども家庭支援センターの中でそういう相談が見つかったというか、ここに来てすごくほっとしたとかという事例も結構あると思うので、そういう行政の相談窓口ほどではない、さっき言った問題整理のできるスペースというか、機能はあったらいいなと思います。

済みません、まとまってなくて。

○根上委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○諏訪間委員 多分、酒井委員のイメージだと、一つの総合窓口、18平米の総合窓口でやるのであれば、きっとその相談はまた結局、例えば障がい者の相談だったらグリンピアのほうに行ってください、結局、それでたらい回しになってしまうという話だと思うのですが、そうではなくて、例えば、その福祉会館の中に基幹相談支援センター、今、ちょっと私のところにしか資料がないのですが、厚労省の資料でこんなものがあるって、総合相談と専門相談、それから、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取り組み、それから、権利擁護・虐待防止という大きく分けて四つの機能があるのですが、その機能を持った相談センターというものを、別に入っていますか、入っていませんか。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） 資料⑩の3として配付してございますので、ご確認ください。

○諏訪間委員 これは居住支援のための機能強化……

○事務局（山口福祉会館等担当主査） これではないですか。

○諏訪間委員 これではないです。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） それでは、配付していません。

○諏訪間委員 また別なものです。

基幹相談支援センターだと、四つの機能があって、例えば、その中に職員が3人だとか4人だとか置いていただいて、事務スペースも置いてという一つのセンターの機能をこの機能に追加した上で、それから、地域包括の機能も追加して、ほかの権利擁護だとか障がい者就労支援センターとか、自立相談サポートセンターというものも全部総合窓口の一つの空間に集めて、それで、総合窓口というふうにするというのが福祉の総合窓口なのかなと私はそういうイメージで、所沢の相談センターを見にいてそういうイメージで考えているのですけれども、そうすると、そこで結局あっち行ってください、こっち行ってくださいというのではなくて、そこで、例えば、障がいの相談も、最初に相談に行きたいと思ったときに、市役所で聞いて、緑町へ行ってくださいと言われて、また、緑町に行くけれども、ちょっと緑町は遠いなという場合とかもあると思うので、やはり、それが中央にあるということは、より気軽に相談できる環境を整えられるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○酒井委員 基本機能は、市役所が決定権とか法的な決定権をもってやっているわけだから、やはり市役所が中心的に機能すべきなのですよ。

だから、例えば、先ほどから地域包括支援センターとおっしゃっているけれども、4カ所あって、それで、これはお年寄りの方たちだから歩いていける身近な距離ですね。相談センターがあったほうがいいし、それで、地域包括支援センターにはケアマネさんと保健師さんと社会福祉士、この3人、3職種が必置ですからね。そうすると、そこにそれぞれの専門家がいらっしゃるから、そこに行けばいろいろな相談ができるということで、逆に、それらの機能を含めて市役所の介護福祉課や高齢福祉課にそういう機能というのが本来あってしかるべきなのです。

○諏訪間委員 市役所のほうに。

○酒井委員 だから、市役所の中にもね。

○諏訪間委員 中に地域包括があるべきと。

○酒井委員 だから、例えば、包括支援センターというのは、前は在宅介護支援センターというのがありましたけれども、その基幹型を結構役所の中の高齢者部門にきちんと置くというところが多かったのですよ。そのもとで、サテライトで、地域に相談センターがあるという形です。

だから、集中するのもいいけれども、それは物理的になかなか難しいところがあって、だから、確かに新しくできる本庁を中心に、そこに全体のいろいろな機能があったほうがいいことはいいですけれども、なかなかそうもいかない場面もありますから、そこはやはりネットワークとかサテライト型でもってうまくつないでいくという形で深めていくのがいいわけですよ。

それで、わざわざ福祉会館に、委員もおっしゃったように、物すごく大規模な専門家がいつ

ばい集まった相談セクションがあるわけでしょう。一体、本庁の各福祉の相談窓口は何をやるのか、逆に言えば、そうなのです。だから、そのメインは、あくまでも市役所に置くべきですよ。

○諏訪間委員 今、行政のほうで、そういう専門的な相談をされているかどうかというのは、ちょっとそのあたりはお聞きしたいですが。

○酒井委員 だって、みんな専門ではないですか、介護保険の点では。各法律に基づいて、障がい者だったら総合支援法に基づいてやっているわけでしょう。そこが中心的なセンターになっているのですよ。それで、いろいろな地域の福祉相談、障がいとかね。就労支援センターは、別に本庁に置く必要はないと思いますよ。ほかのほとんどの役所は、みんな外だと思えます、庁舎ではなくて。そのかわり、当然、ネットワークというか、連携しながらやっていますと。

○諏訪間委員 それだから、今回は就労支援センターが福祉会館のほうにということだと思えるのですけれども、現状でそういう地域包括の中の専門的な相談というのが市役所のほうでできているかどうかというのは、お答えいただけますか。

○酒井委員 地域包括を指導しているのは市役所ですよ。

○諏訪間委員 そうですけれども、結局、あそこへ行ってくださいねという形で終わっているのですよね、今は。

○酒井委員 だから、地域包括でなければ手続きができないのがあるからね。それが自宅のすぐそばです、基本的には。

○水津委員 いろいろとあって、相談窓口の福祉会館にいろいろな専門の人を置くということではなくて、そこの福祉会館の専門員の人々が専門家の人につなぐという役割で、私が一番懸念しているのは、よく小金井でありがちな非常勤の人をそこに置きましたみたいな、あそこに行ってください、ここ行ってくださいみたいな、そういうイメージではなくて、福祉会館の中にきちんと置くのであれば、もうちゃんとその人に電話してつないで、話ができているから行ってくださいぐらいの、そういうことができるような相談室をつくってほしいと思っているのであって、すごく専門的な人をたくさんそこに集めるとか、役所が相談を受けていないとか、そういうことを言っていることではないと思うのですね。

役所は、専門的なことだから、そこに直接来れば、当然、専門が受けて、きちんとしてくれるのだろうけれども、そこに行くことがわからないとか、問題が複合的過ぎて何課に行ったらいいかわからないとか、そういう方が福祉相談というところに行った中で、話を整理してもらって、では、この問題はここの人に相談しましょうとか、そういうことをやってもらう第1次窓口としての相談室のイメージだと私はずっと思っていたのです。

○諏訪間委員 だから、福祉総合相談窓口は、そのとおりだと思うのですけれども、それと別に、ワンストップで、どっちみち権利擁護センターだとか就労支援センターというのが入っているわけですよ。これと同じように、この並びで地域包括とか障がい者の総合相談というのを入れたらどうかという提案なのですよ。だから、総合相談は、水津委員がおっしゃっているような機能そのものだと思うのですけれども、大きい相談、ワンストップになるための機能として高齢者の相談センターと、障がい者のセンターという機能を入れたらどうかという提案ですね。

○根上委員長 いろいろと意見が出ましたが、ほかの委員にもご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○金子副委員長 正直、皆さんがおっしゃったいろいろな意見、それはそれぞれ全て該当すると思いますし、ところが、その一方で、やはり、小金井市が何を狙っているのか、少なくとも段階を追って、まず、第1段階として何からスタートしていこうとするのか、やはりそこだと思うのです。

最初から全て窓口でわずかな時間の中で専門性をもった回答を責任を持ってその窓口、即座に回答するなんてことは、これはほとんど不可能だと思います。特に複合的な問題になればなるほど不可能だと。ただ、その窓口に行けば聞いてもらえる、そして、自分が抱えている問題をそこで整理してもらえる、そして、確実に、基本的には1回で、その後、1日、2日、3日、4日かかるかもしれないけれども、確実にその人に回答してもらえる、やはりそういった窓口を、まず、小金井市は目指すべきなのではないだろうか。

確かに、酒井委員がおっしゃるように、それは行政決定の問題もありますので、それがすぐそこにあればいいのだけれども、では、その福祉の全ての部局がワンフロアにあって、そして、そこですぐにあちこち行って、それが解決できるかといったら、それはなかなか難しいです。

そして、私は、最も根本的なのは、福祉のことを相談に行く、それは誰が見ても福祉会館だと、名前からしても。私は、基本はそこにあるのです、立ち位置は。確かに、行政相談もいろいろとありますけれども、やはり、それは市役所だったら行政相談云々ということで、そちらに行くと思うのですけれども、福祉相談というふうにした場合に、皆さん、先ほどからおっしゃっているように、どこの窓口に行ったらいいのかということからすれば、まずは福祉会館に行ったら何とかなるだろうということ、そして、ワンストップといっても、その場で云々ということではなくてお返しをする、ここで一手に受けてお返しをするということ、私は最終的にはアウトリーチ、それは何年も先になりますけれども、最終的にはアウトリーチ、そして、福祉のよろず相談、先ほどから言っているとおり。私は、福祉のコンビニとか福祉の出前とか、そういうふうにもいろいろと言うのですけれども、結局は外に出て行って、その場でということがいずればなければならぬけれども、今の相談窓口ということだったら、第1段階としては、先ほどからおっしゃっているような形で作っていったらいいのではないかなというふうに思います。それは私の意見です。

○根上委員長 ありがとうございます。

意見はかなり出尽くしたかなと思います。

○金子副委員長 一言ですが、やはり、狭過ぎるというのは事実です。

○根上委員長 そうですね。面積のところで現在懸念が残ったということで、再度、ちょっと……。

○諏訪間委員 済みません、しつこいようではありますが、面積に関して、それがさっき水津委員がおっしゃったような外につなぐための総合相談窓口だったら、しっかり外につなぐための総合相談窓口だったら、18平米は全然オーケーだと思うのです。だから、ほかにこういう相談、福祉の相談窓口がもう既に機能として入っているではないですか。それと、あと、高齢者の相談と障がい者の相談だけ追加すれば、だけといってもあれですけども、要は、先ほど、

そこでワンストップにならない可能性もちろんあるのですけれども、要は、高齢者の相談と障がい者の相談を入れれば、ワンストップになる可能性が高くなると思うのです。今はそれが入っていないので、そうならない可能性が高いと思うのですけれども、高齢者の相談と障がい者の相談の基幹的などところを入れれば、それがワンストップにできる可能性はすごく高くなるし、もしそれがだめであれば、あっち行ってくださいねとか、おたくの近くの相談窓口に行ってくださいねということもできると思うのですけれども、中央のところ、近くに住んでいる方で、そこにいつも行けるという方であれば、そこをいつも利用することもできるし、そこを通してまた違う場所に行くこともできるという、そういう私の提案です。

○永並委員 ちょっと今のに関連して聞きたい。

そうすると、各福祉会館の各部署が相談を持っているのですよね。子どもの関係とか、権利擁護とか、そこにいる人が窓口と並んで待っているというイメージなのですか。相談窓口は何々相談、何々相談で、常時いるというイメージなのですね。

○諏訪間委員 だから、所沢の相談センター、皆さん、あの日ちょっと見られなかったと思うのですけれども、そういう待っているという形ではなくて、結構、すいていたのですけれども、中が事務室になっていて、そこがそれぞれの部署の、例えば、何とかセンター、何とかセンターと入っていて、周りにはもうフレキシブルにどの窓口を使ってもいいという状態です。その何かよくわからないけれども、ちょっと相談があるということで来た場合は、窓口に来て、こういう相談があるのですけど、と聞いたときに、では、その関係部署の方がずっと出てきてお話をします。で、例えば、もうちょっと時間をかけてプライベートな空間で相談したいという場合は、個室のほうに行っていただくというような、そういうイメージですね。

○永並委員 その相談をする側ですけれども、相談員に当たる方は、やはり相談フロアというか、そこにいるということですか。

○諏訪間委員 そうですね。

○永並委員 それはなかなか難しいのではないかと思います。

○諏訪間委員 所沢のほうは、子どもの相談に関してだけは別になっていたのですよ。で、福祉の相談窓口の総合相談と子どもの相談はフロアが別になっていたのですよ、子どもの相談は2階という形なのです。

○永並委員 例えば、私の知っている権利擁護なんかも、相談員がちゃんといるわけですが、常時、その相談員がそこで仕事をしているわけではないのですよ。しょっちゅう、外に出て相談したりしているわけだから、その要員をそこに割くということはなかなかちょっと難しいのではないかなと思います。そろえておくということです。

○深沢委員 今、諏訪間委員が言われているのは、所沢の施設を見た中で、結局、総合窓口が入り口にあって、後ろに権利擁護なり自立相談支援センターがあると、そういう形だから、と言っておりますので、総合窓口というふうに考えると、やはり同じフロアにそういう窓口が1カ所ないと、今のイメージ図でいくと、1階に総合窓口があって、実際に権利擁護センターなり自立相談は4階になるという形になると、単なる1階は受付にすぎなくなってしまいます。総合窓口とうたうのであれば、やはり同じフロアに必要なかなと思います。それで、共生社会という形であれば、諏訪間委員が言われるように、それを目指すということであれば、障がい

の相談もそこで受けなければいけないのかなというふうに思いますので、総合窓口自体をどう
いう風に考えるかということで考えていかないと難しいのかなと思います。

○根上委員長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 素案的にいうと、この6ページに総合窓口のことが書いてあって、今、深沢委員
が言ったような生活困難や成年、権利擁護とか、そういうもののページが11と12に書いて
あるんですね。これをこういうふうに切り離すのではなくて、6ページのほうにその11、1
2を入れるか、逆に、11、12のほうに6ページをこっちに持っていかとかというような
素案のつくりにしたら、もうちょっとすっきりするような気がするのでしょうか。

○諏訪間委員 私も、それは賛成です。そういうふうにいただければなと思っていました。

○根上委員長 素案のつくり方について、注文がありましたけれども、そのあたりご検討いた
だけますでしょうか。

それでは、いろいろと意見が出ました。運用の問題にもかなりかかわりますので、ここで、
一つにまとめるというよりも、こういう意見が出たということを含めて総合計画の中に書き込
んでいただくというようなことで、考え方はしっかり伝わるようなものにしていただければと
思います。

一旦、この議論はここでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○根上委員長 次にまだありますので、少し次に空間のイメージの話もちょっと後のほうで出
てきますので、同じフロアにするかどうかというようなこともありますので、次に少し進みたい
と思います。

導入機能の検討のウのところになります共有機能について(多目的室・マルチスペース等)
についてになります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(山口福祉会館等担当主査) それでは、資料6から8までをご用意いただきたいと
思います。

まず、資料6をごらんください。

本資料は、建設基本計画素案の10ページに記載している多目的室やマルチスペースに関す
る想定事業で、行政使用例として記載している事業の現時点で想定しているそれぞれの事業の
所管、目的、対象人数、実施予定回数、利用想定面積等を一覧表としてまとめたものでござい
ます。

事業等の詳細な内容につきましてはご確認いただきたいと存じますが、多目的室等に対する
現時点でのこの表の行政使用予定の使用率を仮に算出いたしますと、分母を平成27年度の旧
福祉会館の利用可能時間として、おおむねの概算値でこの一覧表を全て使用したということに
しますと、5%程度になると思います。これは、あくまでも参考の数字でございます。

続きまして、資料7でございます。

本資料は、旧福祉会館の集会室や公民館活動を行っていた学習室や視聴覚室等の貸し部屋機
能における平成27年度の稼働率を一覧表としたものです。数値につきましては、資料8の事

務報告書をもとに作成しておりますので、あわせてご参照いただければと思います。

集会室部分につきましては、従前より稼働率は算出してございませんで、利用内訳データの蓄積がなされてございませんでしたので、全体の内訳は不明であり、定期利用団体の利用率のみの記載となっております。資料が不十分なものとなつてしまい、申しわけありません。

集会室は、主に旧福社会館条例等で規定された要件を満たした団体の活動場所としての利用がございまして、それぞれ定期的に使用していた時間帯を当てはめた使用総時間が4,863時間となり、利用可能時間数、分母でございますが、2万1,840時間に対する割合は22.3%となりました。全体の数値が出せませんので、とりあえずは定期利用ですとこのような数字が出されているところでございます。

続きまして、公民館機能の貸し室部分でございます。表の下段部分でございますが、使用団体登録を行った団体の利用が主でございますが、定期利用としての定期的な部屋の確保はございませんで、各部屋の利用時間等をご確認いただければと思いますが、利用総時間は1万3,652時間の利用を利用可能時間数2万1,840時間に対する全体の利用率は、表の右下にございますが、62.5%となります。行政使用を除く一般利用率に関しましては、54.3%でございました。

最後になりますが、福社会館における貸し部屋機能の配置等につきましては、諏訪間委員要求資料に旧福社会館の平面図を添付してございますので、そちらをご確認いただければと思います。

説明は以上です。

○根上委員長 説明が終わりました。

固定的な機能でない部分は規模算定などの根拠が難しいのですが、過去の利用実績から見ていただきたいというご説明でした。

多目的室、マルチスペース等の主に規模かと思いますが、ご意見がありましたらお願いします。あるいは、使い方でも構いません。

○佐藤委員 使い方というか、運用の仕方に関係してしまうかと思うのですけれども、例えば、旧福社会館にあった家事実習室というのは、一応、公民館の家事実習室というイメージなので、例えば、保健センターでやる離乳食講座とかはやっているか、やっていないかわからないのですけれども、現状として、今後は保健の部分で家事実習室的なものを、調理的なものを使うということもあり得て、それは両方で使えたほうが効率としてはいいわけですね。また、福祉的な観点から言うと、こども食堂的なことをやりたいというところも使えるというような、一番最初に出た縦割りを除いてつくるという形にすると、家事実習室的なものについては、そういうふうな利用をするというふうなことはどういう形で素案の中に入れていくのがいいのか、そういうことには触れずに素案としてはここで家事実習室的なものが使えるよというふうに書けばいいものなのか、その辺はどういうふうにつくっていくのがいいのかわからないのです。

これは、どなたに聞けばいいのでしょうか。

ほかの部分でもそういうところがありますね。マルチスペースも社会教育的な感じに使うイメージと、高齢者の方が休めるようなものと、いろいろなところから使うというコンセプトなので、その表現の仕方というか、どういう形で素案に入れ込んでいけばいいのかと思うのです。

○根上委員長 具体的な利用例みたいなものを入れたほうが良いというご意見ですね。

○佐藤委員 この素案の中には、運用のところまで触れていいということですね。

○諏訪間委員 注記みたいな形で、そういう場合の使用も含むというふうに書くということですかね。

○根上委員長 固定的なものではないので、例のような形になろうかと思いますが、そういうことを入れ込むことは可能かと思います。まとめるまでの作業の問題もあるかもしれませんがね。

○佐藤委員 わかりました。質問なのか、意見なのかかわからないような発言で済みません。

○酒井委員 質問なのですけれども、多目的室で公民館的な機能や行政が使うとか市民活動が使うとかいろいろ入れると、施設によっては重なってしまったりと、多目的室をあるグループが例えば年間通してしっかり使いたいと、そのことがどういう形で保証されるのか。一般的には、福社会館の関連する団体が申し込みを2カ月とか3カ月前からできて、スポットで入るものについては1カ月前とか2カ月前という時間差を設けて定期利用団体がしっかり場所の確保、活動場所がしっかり保証されるようにするのかどうかとか、その辺はどのようなイメージでしょうか。多目的室というのは、結構大変だと思いますよ。例えば、大きな集会をやったりすると、何部屋も潰してしまったりするわけですから、その辺のイメージでどう考えておられるのか。

つまり、地域で真面目に活動されている団体がしっかりと定期利用したいということがどれくらい保証されるのかということです。

○根上委員長 年間でならして、その上で検討するというのもありましたけれども、かなり集中するということや、定期利用で事前予約みたいなものはできるのか、そのあたりは運用の仕方だろうと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（前島福社会館等担当課長） 今までご説明しているところでは、定期的にご利用いただくのではなく、皆さんにお使いいただきたいというお話をさせていただいていますが、ご意見をさらにいただいきたいと思っていますところでございます。

○酒井委員 ボランティア団体とか、いろいろな市民活動団体だと、まずは定期的に会員さんなりが集まって、そこで活動する、時々イベントをやるとか、そういう形なので、絶対的に、ここをしっかりと申し込めばここを使えるよという保証が必要だと思うのです。確かに、小金井の地域の集会があるから、そこをやっている団体は問題ないと思いますけれども、そこら辺が、結果的に用意ドンでやるのですよという話だと、どうかなという感じが一つします。

それとの関連では、先ほども言いましたけれども、市民活動団体やボランティア団体がメインで処遇してくれる施設であるならば、登録団体は自由に使えるスペースをみんなで共有していて、そこをいつ使ってもいいと。そんな広いわけではないけれども、そういう形で、打ち合わせとかを含めて自由にできるようなスペースは一方で保証されていたほうがいいのかというふうには思いますけれども、いかがでしょうか。

○根上委員長 資料7には定期利用の率なんかも入っていますが、この数字だけだと……。

○諏訪間委員 この資料の稼働率を最初に見させていただいて、定期利用の部屋の稼働率が22.3%というところですね。一方、公民館を順番に予約してというほうは62.5%です。

62. 5%だと、結構いっぱいいっぱいということですよ。例えば、土・日などは全部塞がっていたり、調理室は全部塞がっているという状態だと聞いたんですけど、一方で、22.3%というところが気になってしまうというのが私にはありました。

ですから、私も放射能測定室という団体に所属してしまっていて、たまにとれなかったりということももちろんあるのですけれども、そこはやっぱり公平にやったらいいのかなという気はします。

○水津委員 水津です。

小金井は、市民活動団体がたくさんありまして、今までの状況から言って全部の団体が定期利用ということがなかなか難しいのではないかと思います。抽選会には、いつもたくさんの皆さんがいらっやっして、場所をとらなければいけない状況の中で、どういう団体だったら定期利用が可なのとか、そういう選別が非常に難しいかなというふうな今の段階では利用者としては思っています。

○佐藤委員 この定期利用というのは、年間を通じて社協で定期利用をしているので、それ以外の市民団体は、例えば公民館をとれなかった団体は、定期利用が終わった後の使用については1カ月前から、それこそまた別のカードを使っているもので、稼働率自体はこれよりもっと高いわけですよ。実際に使っているもの自体はですね。ただ、本当に年間を通じて第3何曜日の何時にというふうに使えないけれども、この部屋を使っていないということではなくて、集会室も、結構、公民館の率くらいな感じには埋まっていたよ。ただ、定期利用ではない団体は、公民館は2カ月の最後に抽選申し込みができるけれども、福祉会館の場合は1カ月前だから、それを待っていると市報にも載せられないので、いわゆる身内の活動にしか使えないという不便さがある。それは集会施設の問題だと思うのですけれども、そういうのがあったから、ここに出ている稼働率はすごく低く感じたのだけれども、決して低くなかったと思います、私のイメージでは。

ですから、今度、こういうふうな集会室とマルチスペースをつくるときに、旧福祉会館にあったように、年間通しての定期利用団体というものを認めるのか、先ほど言ったように、全部公民館と同じようにいっせいのせでとるようにするのかというのは、運営上の問題なので、建設とは直接関係ないと思うのですけれども、その運営を頭の背景に置かないとハードもつくりにくいということですね。なので、多少は考えた上で、本当のフリースペースと定期利用もできるかもしれない、恐らくしないかもしれないけれども、公民館的な閉ざされた部屋というようなものについての設計とか、意見とか、基本素案をつくるのがいいのかなと思います。

○諏訪間委員 やっぱり、そこも、さっき水津さんがおっしゃったように、定期利用ができる団体とそうではないところをどうやって分けるのかというのがすごく難しい。新たにつくるとなると、一回、旧福祉会館で使っていた団体さんは、また新たな施設に入りたいという要望は出てくると思いますが、他にも施設に入っていなかった市民団体さんもたくさんあることですし、それはちょっと違うかなという気もするのですよ。だから、そこは、やっぱり、一回、なしにしたほうがいいのかという気はします。

○水津委員 やっぱり、平面図に限りがあるので、非常に難しいと思うのだけれども、やはり

予約がなくても使えるスペースみたいなものをどれくらい確保できるのかとか、そういうところがハードで話すべきところだと思うので、そういうことだと思います。

○諏訪間委員 ちょっと違う切り口でいいですか。

さっきの総合窓口と市民活動センターの話にすごく関連するのですけれども、今、このレイアウトで出てきている、例えば、階数は極力少ないほうが私はいいと思うのですけれども……。

○根上委員長 それは次の議題なので、次の空間イメージに移りますか。

○諏訪間委員 今は空間イメージではないのですね。

○根上委員長 違います。

○荒井委員 今まで、福社会館の利用というのは、要綱として、福祉の振興のために活動する団体及びそれに関係する団体ということがあったと思うのです。確かに、以前を見ると、そういう要綱に合わないような団体もあったような気がするのですね。その要綱に合った登録ができるかどうか、そこの確認をきちんとする機能も必要ではないかと思うのです。チェック機能ですね。

○永並委員 今のご意見に関連すると思うのですけれども、この施設は保健福祉の総合的な一つの拠点施設だと思うのですね。そういう意味でも、やっぱり高齢者の団体や障がい者の団体等の福祉関係の団体が、定期になるのかどうかまではわからないですけれども、今話があったように、活動の場所が少ないということで本当に苦労しているのはよくわかるし、常にそういう会館なども、本当にどこに行っても使われている状態ですので、定期使用までは難しいかもわからないですけれども、やっぱり福祉に関係する団体が早めに予約ができるとか、その辺のことは一定考慮していただきたいなというふうに思います。

○諏訪間委員 福祉関係の団体を優先するというのであれば、私もそれは賛成です。所沢でも、そういう形はありますね。

○根上委員長 建設計画の中にどこまで書き込むかですけれども、今、いただいたような意見は何らかの形で反映させて、今後の運営について十分検討していただきたいということになるかと思いますが、建設計画の中で何か反映させていただきたいという意見はありませんか。

それから、資料9になりますが、空間イメージの話が次の議題にありますので、ここも説明していただいたほうがイメージしやすいかと思いますが、いかがでしょうか。

○諏訪間委員 先ほど、多目的室の使い方についての話の中だったのですけれども、空間イメージとも関連するので、そちらを先に説明していただいてもいいかと思います。

○根上委員長 次の議事の内容になりますが、こちらを説明していただいて、少し戻っても構いませんので、資料9の説明をいただければと思います。事務局からお願いします。

○事務局（山口福社会館等担当主査） そうしましたら、カラー刷りのA3判の折り込みのもの3枚です。右肩に資料9と記してございまして、6階建てイメージ、5階建てイメージ、4階建てイメージというそれぞれの空間イメージとして配付させていただきました。

こちらは、同時にやっている新庁舎等建設計画調査業務の配置パターンを現在検討中ございまして、新庁舎も何階になるかまだ決まっていりません。団体、複合、それも含めまして確定はしてございませぬので、庁舎のほうとしては、福社会館に関連する部署である市民部、

福祉保健部、子ども家庭部までが2階に配置されることは決まっております。

これは、あくまでも機能連携を空間的に把握していただくための参考資料でございます、せんだっての第2回の資料をお持ちの方はごらんいただきたいと思うのですが、建設計画の案に記載することとした場合でございますが、あくまでもこれは例として申し上げますが、第2回の資料3には所沢市総合福祉センターの基本計画がございます。

こちらは、27ページ、28ページの立面図のイメージとか、資料4として配付いたしました三鷹市の市民センター周辺地区整備基プランの32、33ページをごらんいただければわかると思いますが、今回お配りしたイメージ図のほうがより詳細なものとなっております。これは、あくまでもイメージということを念頭に置いてご確認いただきたいと思います。

これらの案の考え方はどれも同じでございます、1階に福祉総合相談窓口とマルチスペース、2階に子ども・家庭支援センター、その上階に保健センター、さらにその上階に事務機能、最上階に貸し室機能をまとめて配置しております。それぞれ色分けをしておりますので、参考にいただければと思います。

階の構成によりまして、2層にまたがったり、1層でまとめたりしております。もちろん、階の構成にはそれぞれメリット、デメリットがございますので、低層階になれば階段との共有部分の面積が減り、一方で歩かなければならない距離が長くなるといった、それぞれのメリット、デメリットがございます。

本日は、階数がどうこうというご議論をいただくのではなく、あくまでも機能の連携の仕方とどの機能とどの機能が連携したらいいか、先ほど議論していただいたようなご検討をいただきたいと考えております。

説明は以上です。

○根上委員長 説明が終わりました。

幾つかのイメージが提示されていますが、どれがいいという話ではなく、敷地計画の中で最終的にどこに落ちつくかということで決まってくるようですので、機能間の連携という視点からご意見をいただきたいということです。いかがでしょうか。

○諏訪間委員 先ほどの市民協働センターと相談窓口に関連すると、例えば、4階建てイメージの図を見ていただいて、1階の平面イメージに総合相談窓口がぽつんとあります。そういう形ではなくて、今、4階にある緑色の自立相談サポートセンターとか権利擁護センター、障がい者就労支援センター、そういった事務機能を1階に持ってきてしまって、ただもしかすると福祉オンブズマンはちょっと違う場所がいいかもしれませんが、それを相談窓口のスペースとして機能させるという形を先ほど私は提案しております。

それから、ボランティア・市民活動センターと市民協働支援センターも、例えば皆さんで行った、あくろすのはばたきというスペースと同じような大きい、フレキシブルに使えるスペースで、簡易的な仕切りだけあるような多目的スペースというのが隣接していったほうがいいのかなという意見を言っておきます。そうすると、多分、1階に総合相談窓口とサポートセンター、支援センターの事務所機能を全部持ってきて、4階は市民協働センターとかボランティア・市民活動センターなんかに来られる方は健常の方が多いと思うので、4階にそれらの事務スペースと大きいマルチスペースがあるといいのかなという感じです。

○山本委員 旧福社会館では1階にシルバーセンターの方が担当されている受け付けがあって、貸し室の鍵の貸し出しやご案内をされていましたが、相談窓口と別にそういう受付はあるのでしょうか。

○事務局（前島福社会館等担当課長） そういったものは、貸し館というか、そういうことをやる以上は部分的に必要だと考えております。特にここに書いておりませんが、想定はしています。

○山本委員 ありがとうございます。

○根上委員長 事務機能の一部を下のほうの階で、総合相談窓口に近いところというご意見でしたが、そのあたりはいかがでしょうか。

○水津委員 確かに、機能から考えると、そのほうが相談と事務室が近いほうがいいなと思うのだけれども、入ったときに、事務所的な、事務室機能みたいなものがぱっとくるのがちょっとイメージとして広がりちょっと、役所に来たのと変わらないなみたいな感じになってしまうのはちょっと残念かなみたいなことはあるのですけれども、それは一長一短で、どっちがいいのかがなかなか難しいなど。相談窓口は下でなければ意味がないと思うので、どっちがいいのかなと思いつながら……。

○諏訪間委員 所沢のほうでは、入り口があって、部屋の中がそういう相談スペースになっていたと思うのです。ああいう感じであれば、一概に市役所の窓口みたいなイメージではないし、相談をしたいという方はある程度隔離された場所で静かに相談をしたいという要望があると思うので、あの形がすごくいいなと思いました。

○根上委員長 そのあたりは、空間のつくり方というところになると思います。

○諏訪間委員 まだ話題に上がっていなかったと思うのですけれども、例えば、障がい者の方がつくったものを売る福祉ショップとかカフェコーナーみたいなものもあったほうがいいと思っているのです。そういうものを、今は庁舎のほうに入れるのか、福社会館のほうに入れるのかというのもあると思うのですけれども、どっちでもいいと思うのですけれども、どっちかには欲しいなというのはあります。ですから、庁舎が合築されるのであれば、真ん中あたりにそういうものがあるといいのかなという希望です。

○根上委員長 今のイメージ図からすると、合築の方向で検討が進んでいるのかと思います。全く別途ということにはなりそうにないのではないかという感じです。

○諏訪間委員 今、庁舎の絡みもあると思うので、書くのであれば、庁舎や福社会館に必ず入れてくださいというような……。

○根上委員長 交流スペースのような機能を……。

○諏訪間委員 どっちかに入るといいなという要望です。

○根上委員長 ほかはいかがでしょうか。

○深沢委員 多目的スペースや会議室の使い方のことなのですけれども、いろいろなセクションがあるわけなのですが、8ページ、9ページを見させていただくと、子ども家庭支援センター等の中で、白丸で……スペース、会議室となっていますが、ここは共有というイメージなのか。

というのは、各センター等では、専属というか、ここは専用という場所がないと困ると思う

のです。それが共有という形になると、ちょっと違うのかなと思うのですけれども、そこをちょっと説明してください。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 以前にお配りしているものをごらんいただくとよくわかると思うのですが、要は、ブロックごとに必要なものを加味しております。例えば、先ほどお話があった子ども家庭支援センターや保健センターの部分では、4階建てイメージの2階平面イメージに多目的スペースというところがあります。これは、事業で使うものとして、一般への貸し出しは基本的にはしない想定で今つくっているものです。濃い青い多目的室とか家事実習室、マルチスペースというところは貸し出しをするというふうに考えております。それぞれ作業室なども緑色でございますけれども、こういったものも事業で共有していただくという形で考えております。また、3階の保健センターの会議室がございしますが、これも各セクションで共有できたら、事業として共有するものという想定で考えているところでございます。

○深沢委員 そうすると、イメージ図の4階建てのものを見ると、4階のところにボランティアとか自立相談サポートセンターがあります。これは総合窓口とも関係ありますけれども、その中でボランティア・市民活動センターとか市民協働支援センターについては、専用の多目的スペース等がないと事業ができない形になります。そういう中で、今のご説明でいくと、4階の多目的室というのは、あくまでも貸し出し用だという形になると、本来の機能が果たせないところがありますが、その辺はどうするのか。

○根上委員長 事務局はどのようにお考えですか。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） そちらのほうは、実際のイメージだと、3階、4階、2階に各作業室があるのですが、今はばらけた状態になっております。これは、考え方としては、市民協働支援センターとか子ども家庭支援センターとか、そういったところでも共有して使おうというところを今想定しているところです。ただ、使い勝手が悪いということであれば、それは皆さんからご意見をいただいて、配置というか、どういうふうにしていったらいいかというのはまた検討させていただきたいというふうに思います。

○佐藤委員 何階のプランを見ても、事務機能をまとめた形のイメージが強いのです。例えば、ボランティア・市民活動センターとか市民協働センターというのは、活動している人たちの活動が見えるところがないと、例えば、はばたきを見学に行った人は多分わかると思うのですけれども、そういう人たちの市民の動きがわかるところがないといけないので、社会福祉協議会の給料計算なんかをするような事務所のところに市民が来ても意味がないと思うのです。だから、事務をまとめるというこのイメージが、機能としては、活動しているところに市民活動センターと協働センターをそちらにおろすというか、一緒にするという形が一つと、この多目的スペースを貸し出さないという意味が私はわからないのです。子ども家庭支援センターの横にあるのは貸さないと言いませんでしたか。

でも、そこは、専用の使うといったら、そんなに使うわけではないではないですか。広場はもちろんそれ専用でなければいけないと思うのですけれども、広場は広場であるわけですね。それこそ、多目的スペースが広場のところなのですか。ちょっとよくわからないのです。

○水津委員 多分、ここは、子ども家庭支援センターが独自に何かやるための場所として確保するという意味だと思われます。

○佐藤委員 もともと広場に使う可能性ということですか。

○根上委員長 事務局、そのこのところはどういう想定をしていますか。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 今想定しているのは、今、保健センターにある講堂をイメージしているのです。当然、使っていない時間があるとすれば、そこは何とかできる範囲でという思いがあるので、そういったご意見もいただければと思います。

○佐藤委員 だとすれば、講堂的なものはほかの講座に使うということにも共有できたほうがいいと思います。ただ、やっぱり、子ども家庭支援センターで優先的に使いたいとか、例えば、保健センターのイメージでも、さっき言ったみたいに、全部フリーにしてしまうとだめなので、保健センターと子ども家庭支援センターが事業としていついつとして必要だというようなものはもちろん優先して使うことも必要ですけれども、あいてる時間帯は使える形で、旧福祉会館の上の保健会場も保健会場だから絶対使わないと言ったのですけれども、どうしてもどうしても頼み込んだときには若干使えたので——これは言うてはいけないのですか。なので、共有できたほうがいいと思います。

○水津委員 支援センターの独自事業のためにあるというのは事実だと思うのだけれども、ないときに、今までだと支援センターは別棟ですごく遠いところなので、一般に貸し出すとか何かするというイメージが全く持てなかったけれども、合同の建物の中であるならば、ある一定の、何週間前からは抽せんで借りられるよとか、子どもに限ってとかという問題がいろいろあると思うのですけれども、そういう制約はつけながらも、一般にも対象融通がきくような機能を持つようにしていかないと、それこそいつもあいてるねじゃ市民が納得しないかなというのは思います。

○永並委員 先ほど佐藤委員からお話がありましたけれども、ボランティア・市民活動センター並びに市民協働支援センターは、地域の住民の活動を積極的につくったり、支えたり、協働しているという立場にあるわけですから、それを多目的室に隣接してつくってほしいなというふうに思います。

○根上委員長 今、事務機能を1カ所にまとめていますけれども、内容によって少し柔軟に配置するというようなご意見が多かったかと思います。

○諏訪間委員 ちょっと話が戻ってしまうのですけれども、ボランティア・市民活動センターと市民協働支援センターは、話を聞きに行ったら、ほとんど同じ活動をされているというか、内容的にかなりかぶっているのです。今、所管が違うところになっているのですけれども、コミュニティ文化課と地域福祉課ですね。これを一つにできないかなという気持ちがあるのですけれども、ここは意見ではあるのですが、一つにして、市民協働支援センターの拠点ということでもっとわかりやすく一つにまとめたほうがいいかなという意見です。

そうすると、空間イメージも、そこに行けば市民協働の拠点として活動できるというイメージがつけられると思うので、もしそれができればお願いしたいと思います。

○佐藤委員 私は、市民協働と市民活動というのは若干違うと思っています。これは、私の個人的な考えだと思いますけれども、市民協働と言うからには、行政と市民と一緒にやる事業とか、その仕組み自体が今の小金井市にはちょっと弱いと思っているので、仕組み自体はやっぱり庁舎の中にしっかり協働推進課のようなものをつくっていただいて、出先機関としてその活

動を支えるとか一緒にやるときにはもちろん出先機関として福祉会館のほうにあってもいいと思うのですけれども、私の夢としては、市民協働センターのほうには、「支援」をつけるかどうかはわからないのですけれども、市の職員が1人出向してその窓口にいるぐらいの気持ちがないと市民協働というのは進まないと思うのです。

今、名前を挙げて申しわけないのですけれども、まちおこし協会に市の職員が出向していらっしゃるのです、そういうことはできなくはないと思うし、社協は人事交流で市の職員がいらっしゃると思うのですけれども、その仕組み感覚というものをもっと行政の方が感じて、市民協働というのが必要だということを市全体として感じていって、市民の力を施策に生かしていくためには、それぐらいの気持ち、何年先になるかわかりませんが、それまでに仕組みをつくっていただいてほしいと思うので、市民活動は市民活動としていろいろな市民の相談に乗るということですね。協働の部分は、協働推進ということをしちんとできる出先機関としてほしいなど私個人としては思います。

○根上委員長 それは、本庁舎のほうの検討に少し反映させていただければというところですが、お伝えしていただけるかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

この空間イメージは建設計画の中に入るものなののでしょうか。

○事務局 より大まかなもののイメージで。

○根上委員長 もう少しぼかしてですか。

○事務局 ご検討をいただくために、廊下の位置が北に行ったり、南に行ったりというふうに、建設計画ですとそうなると思うので、先ほどご紹介したような、三鷹市とか所沢市の建設基本計画を見ていただくと、立面のもうちょっと大まかなものであったり、平面はこれほど精緻なものでなかったり、そういうイメージを基本計画に載せないと設計でもイメージがつかなくなってしまうところもありますので、あくまでこれは検討いただく内容のものとお考えいただければと思います。

○根上委員長 きょうは階別の図が出ていますけれども、きょうご意見いただいて、もう少し事務機能を具備したらどうかとか、そういう案もありましたので、それに対応したイメージ図をつくって、また次回のときに検討していただくことは可能かと思います。

○事務局 わかりました。

○諏訪委員 高齢者の居場所というところはすごく求められていると思いますが、そういう用途に配慮して、例えば和室とか、そういうスペースを機能の中に明記するほうが高齢者の福祉にもちゃんと考えていますというところが見せられると思います。具体的に和室という、所沢にも和室の小上がりがあったのですけれども、ああいうスペースは多世代交流の場としてすごくいいと思うので、畳の部屋が一つあるといいかなという意見です。

○根上委員長 設けるとしたらどのあたりになりますか。

○諏訪委員 やっぱ、4階というか、市民協働センターの近くに交流スペースと多世代交流のスペースと両方あるといいと思います。そこは、スペースの問題もあると思うので、別にほかの階でも構わないです。

○酒井委員 1階はマルチスペースとしてかなり広くとっていますので、1階が一番ベターな

ような気がしますけれどもね。

○根上委員長 高齢者が訪れやすい。

○酒井委員 1階のイメージをどうするかという問題ですね。しーんとしていたら話にならないではないですか。そこをにぎわいの場としてどう演出するのかということも非常に大事だと思いますので、いろいろと工夫する必要があると思います。お年寄りがあそこに行けば、友達も来ているかもしれないとか、趣味を生かせるかもしれないとか、そういう期待感のあるようなものを演出していただいたほうがいいという気がします。

○諏訪間委員 所沢も1階に多世代交流のスペースがあったと思います。調布のほうは、一面に縁側というものが舞台のような感じでしつらえてあって、昔ながらの縁側がつくってあるのです。昔の看板とか扇風機とかテレビとか、そういうものが置いてあって、そういう演出的なものも1階部分にあると、雰囲気づくりができると思いました。

○水津委員 お年寄りの方イコール和室というのは、時代があれで。座れないのですよ、年をとっていると。なので、佐藤さんがすごく気にしている小上がりになっているのは、そこに腰かけるというイメージで段がついていると思うのですね。また、小さいお子さん連れの方が畳の上に子どもが、目を離すわけではなくて、ちょっと置けるとか、そういう意味での、そういう畳の空間という考え方で、和室というのとはちょっとイメージが違うのかなと。

調布のほうで縁側としつこく言っていらっしゃったのは、ここがまちの縁側になりたいのだという市民活動があって、縁側とはちょっと違うなと思ったのだけれども、和室でレトロなものを配置して、オブジェだとおっしゃっていましたが、そういうイメージだったのですね。だから、それが全てではないと思うのだけれども、畳空間みたいなものは、確かにマルチスペースがただ広いだけではなくて、ちょっとあるというのは、あったほうがいいかなと思います。

○金子副委員長 限られたスペースですので、固定式のものではできるだけ避けたほうがいいのではないだろうかと思います。今、可動式でいろいろなものがありますので、可動式でそういったものを準備しておいて、そういうものが必要な、あるいは集会とか場面ということになったらそれを設置して、マルチスペースでもっと大きな何かをやりたいということであれば、それを片づけられるといった臨機応変なスペースの変更みたいなものができるようなつくりにしておいたほうがいいのではないかと思います。

○根上委員長 今いただきましたいろいろな演出というのはよろしいと思うのですが、固定的なものではなくて、できるだけ可変できるもの、和室にしても、つくりつけの和室だと融通がきかなくなってしまう。それでも、可動式の畳とかで和室をつくり出すことはできます。そういうような工夫をしていただくということでいいと思います。

○永並委員 この資料4のマルチスペースのところに、娯楽室、旧福祉会館のふれ愛ギャラリーとか福祉サービス拠点事業というものが列記されています。事務局としては、そういうものを想定しているということですか。そういう機能は必要だと思うのです。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） 資料4をごらんいただいていると思いますが、左側のナンバー09とナンバー10は、旧福祉会館にありましたロビーです。具体的には、娯楽室とかふれ愛ギャラリーが置かれていたものでございます。右側に対応するものがマルチスペース

というふうに今回は書かせていただいております。直接娯楽室、ふれ愛ギャラリーとするかどうかは別として、似たようなイメージを持って考えてはどうかと思っております。

4. その他

(1) 次回の開催日時について

○根上委員長 間もなく終了予定時刻になります。

途中で議事を積み残すようでしたら、次回開催についてお諮りしようかと思っておりましたが、一応、導入機能の検討までは進みました。建設基本計画の案については、次回お示しいただけるといことになりませんが、どうでしょうか。きょうの進行具合ですと、無理に1回追加で開催しなくても、予定していた11月7日までに資料を、あと2回開催するとなると、それほど期間がないので、同じような資料になると思いますので、大丈夫かなという気もするのですが、いかがでしょうか。

先ほど、追加の日程だけは出していただいたのですが、追加しなくても、次回の11月7日ということに……。

○諏訪間委員 きょう出た意見を素案に、事務局のほうでまとめたものが次に出てくるという状態ですね。

○根上委員長 そうですね。一通り全部まとめていただいて、案として出てくるということですね。

○諏訪間委員 それを検討して、もしかしたらその素案をもう一回直さなければいけないということもあると思うので、やはり、もう一回必要ではないかと私は思います。

○根上委員長 追加で開催したほうがいいと。

○諏訪間委員 はい。

○根上委員長 いかがでしょうか、ほかの委員は。

次回、先ほど調整していただいた日程は、委員の出席的にはどうでしょうか。

○事務局 全員お出しいただいておりますが、24日と25日で調整させていただいたのですが、25日はご都合の悪い方が多数いらっしゃいますので、もし追加で行わせていただければ、24日火曜日の同じ時間帯でやらせていただければと思っております。

○根上委員長 というような状況なので、24日であれば……。

○荒井委員 時間は何時からになりますか。

○事務局 同じ時間の6時です。

○金子副委員長 今の諏訪間委員のお話は、この次の準備を、素案をもう一度つくって、それを検討した結果、恐らくまた足りなくなるだろうということで、日程的には11月7日に予定していたものをもう少し早めて、再検討を11月7日ぐらいにやるということでお話しされたのではないですか。

10月24日にきょうの検討が全てペーパーとしてまた出てくれば、そこで検討して、それで時間が足りない分を、11月7日、8日というような話はあると思います。私は今、そういうふうに諏訪間委員の提案をお伺いしたのですけれども、そうではないのですか。

○根上委員長 当初想定していたのは、きょう導入機能の検討が全部終わらないのではないかと

うことで、例えば、共有機能の話とか、空間イメージのところまで議論がいかなかったら次回というイメージだったものです。きょう、一通りここまで行って、次回に今日までの検討の案を作成いただけるというところまで来ましたので、11月7日でもいいのかなというふうに先ほどご提案申し上げたのです。

○諏訪間委員 11月7日には、パブリックコメントに出す建設基本計画が確定しないとイケないのですよね。

○根上委員長 確定しないとイケないというか、そこで案が出てきますので、それに対してまた意見を出していただいて。

○諏訪間委員 意見を出して、その直した状態は見られないままパブリックコメントに出さなければいけなくなると思うのです。

○根上委員長 それは、各委員に回覧していただくということになるかと思います。

○上原委員 訂正事項の確認だけだったらメール等で確認ができると思うので、必ずしも忙しい人たちが集まる必要はないと思うのです。なおかつ、ワークショップもあって、委員会から何人か参加しているので、そこで表明する場はあると思うので、私は、きょう結構進んだと思うので、あえて24日にやる必要はないと思います。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 事務局としては、安全にいきたいので、本来であれば、もし可能であれば、もう一度、間に挟ませていただいたほうがいいのかと思っています。あとは、お任せいたします。

○佐藤委員 私も、1回だけで、素案が微調整だけで済むとは思いません。素案がこれとどれくらい違うかわかりませんが、きょうの議論を聞いていると、この素案に比べたらかなり違った形の素案が出てくると思うので、そこで2時間程度でほぼまとまるとは思えません。やはり、素案をまとめるには、あと2回くらいは必要ではないかと思うので、諏訪間委員が言うように、間に1回入れたほうが良いと思います。

○根上委員長 わかりました。

事務局も若干不安だというコメントもありましたので、委員の皆様方には負担をおかけしますが、1回やりましょうか。よろしいでしょうか。そのほうが安全だということで、安全をとって、ご負担をおかけしますが、次回、10月24日に開催するというようにさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 24日に開催をしていただくということで、ご負担をおかけしますが、よろしくお願いたします。

24日にご検討いただく内容は確定ではないのですが、資料②をごらんください。

本資料は、建設計画案とした場合の掲載項目を記載した目次の案でございます。それぞれ枠で囲っておりますが、第1回でご検討いただいた内容、第2回でご検討いただいた内容、本日の第3回で検討いただいた内容をそれぞれ枠で囲っております。本日、検討中のものが第3回までございませでしたので、次回第4回を追加でやった場合に何をお願いしたいかと申しますと、1回から3回にかけて素案に対してご意見をいただいた内容を、全てではございませんが、修正したものを、改変したものを次回委員会でお出ししたいと思います。

つけ加えまして、網かけ部分がございます。こちらは、案につけ加える項目でございます。もともと我々が提示させていただいている素案にはない項目で、新たにつくるものですので、こちらの内容についても、できる限りご検討いただけるように資料として提出させていただければと思っております。ですから、10月24日には、そういった内容でご検討いただきたいと思っております。

○根上委員長 限られた日数しかありませんけれども、資料の作成をよろしく願います。

(2) その他

○根上委員長 ほかにありませんか。

○酒井委員 これは、市側が出すものなのですか。それとも、市民検討委員会が出すのですか。

というのは、文章の中に、まとめにくいことがいっぱいあるではないですか。そうすると、委員の中でこういう意見もあったとか、少数意見も含めて、そういうものを入れ込みながら、この委員会での議論内容を紹介しながら展開するのか、その辺の書きぶりの基本はどうなっているのですか。それとも、それらを全部含めて市としてこれでいきますという形にするのか、その大きな方向性だけ願います。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） パブリックコメントの時点では、委員会の案としてパブリックコメントをかけさせていただいて、パブリックコメントをかけた後に、最終的には委員会として案を市のほうへ提出していただく形になります。

○根上委員長 あくまでも委員会の案という形で作成するということです。その中には、異論のあったような意見も可能だということになりますね。

○酒井委員 そういうことでいいのですか。

○水津委員 子ども・子育て会議でも、答申の中に委員からこういう意見が出ましたというものを入らせていただいて出しているのです、その時間が必要だと思うので、次回にちゃんと見させていただいた中に、ここをつけ加えてほしいのだとか、ここはどうのということが反映しないと、パブリックコメントにかけるようなものがないので、そのための追加なのだと思います。

○根上委員長 そのようなことで、次回、ご負担をおかけしますが、ぜひご意見を、ある程度案が出てくると思っておりますので、よろしく願います。

5. 閉 会

○根上委員長 それでは、ちょうど予定時間を回ったところですので、本日の第3回市民検討委員会を閉会いたします。

熱心なご議論をありがとうございました。

以 上